

請求書等の押印見直しについて

雲南市・飯南町事務組合へ提出いただく請求書等の押印を省略することができます。

※押印のある請求書も受理します。

【押印を省略できる書類】

- 請求書
- 口座振替払申出書兼債権者登録（変更・追加）申出書

【適用日】

- 令和4年5月1日以降の日付の請求書等を対象とします。

【押印を省略する場合の取扱い】

○請求書に記載する基本事項

- 請求先
- 請求者の住所、氏名（法人：住所又は所在地、団体名、代表者名）
- 請求年月日
- 請求金額
- 請求の根拠となる内訳
- 発行責任者（担当者）氏名、連絡先

【請求書記載事項の訂正】

- 押印を省略した場合、訂正印での書類訂正は不可となります。
- 金額の見え直し訂正は押印の有無にかかわらず不可です。

※詳細については請求書の記載例をご覧ください。

[「請求書 記載例」\(PDF：84kB\)](#)

※口座振替払申出書兼債権者登録（変更・追加）申出書は下記の様式をご使用ください。

[「口座振替払申出書兼債権者登録（変更・追加）申出書」\(PDF：156kB\)](#)